

## 色々な定率法

### の実現可能性

**2** 50%定率法を200%定率法に変える、というのが今年の税制改正項目にあります。この変更によって何が変わるとかというと、耐用年数に変更はありませんから、耐用年数内の年々の償却額が変わることになります。耐用年数内の前半の償却額が減少し、後半の償却額が増加するとともに、均等償却の開始時期が早まることになります。

**2** 50%定率法による償却では、①期首帳簿価額に250%定率法の償却率を乗じた額よりも、②期首帳簿価額に「法定耐用年数-経過年数」で除した額が下回ると、償却方法は、250%定率法から残余期間均等償却法に切り替わります。均等償却法への切り替

えは、250%定率法の場合、耐用年数10年であれば8年目から、耐用年数15年であれば11年目から開始されます。

**2** れが200%定率法になると、耐用年数10年であれば7年目から、耐用年数15年であれば9年目から均等償却法に切り替わることになります。切り替え時期が早まることがあります。

**2** 00%定率法という税制改正大綱の文言を見た時、それなら150%定率法もあるのか、100%定率法もあるのか、と思ってしまいました。しかし、均等償却法とは定額法のことですから、100%定率法にすると、2年目以降はすべて、残余期間均等定額法に切り替わってしまいますので、初年

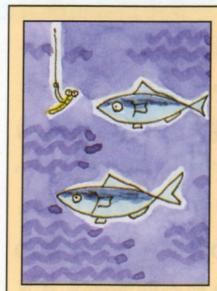
度のみの定率法ということになり、さすがにこれでは定率法の名を冠することが憚られます。

**1** 50%の場合で見ると、耐用年数の半分以上の期間が定率法となっているのは、2、3、4、6年のみです。やはり、これも定率法と呼ぶのに相応しくないように思われます。190%にするとどうなるかというと、ポツポツと定率法期間が半分未満となりますが耐用年数のものが出てきます。200%定率法について同じ視点でチェックすると、耐用年数が長くなつても、辛うじて半分以上の期間について定率法となっています。

**2** うみてくると、200%定率法が定率法の名を冠し得る最低限の%で、それ以下の%を冠した定率法は定率法と呼ぶに相応しくなく、今後政府から提案されることはあり得ないようと思われます。

6日立夏、  
午空  
「藍よりも青き信濃の端  
廣治」  
21日小満。

連休中のドライブは快適ですが、混雑は避けられません。今月は自動車税の納付月です。自動車税は普通税で、車検税ではないので、車検を受ける受けないに関わらず納付義務が生じます。また、道路運行税でもないので、例え駐車場に置いたまま走らせていくなくても納めなくてはなりません。



確かさばかり求めて  
ぐずぐずしている人には  
大きなことは決してできない。

(イギリスの作家  
エリオット)

### 5月の税務メモ

- (国 税)—  
 ○4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)  
 ○特別農業所得者の承認申請  
 ○3月決算法人の確定申告  
 ○9月決算法人の中間(予定)申告  
 ○所得税確定申告の延納申請分の納付

- (地方税)—  
 10日 ○4月分個人住民税特別徴収分の納付  
 16日 ○3月決算法人の確定申告  
 31日 ○9月決算法人の中間(予定)申告  
 ハハハ ○鉱区税の納付  
 ハハハ ○自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。